

久留米市における建築行為等に係る後退道路用地に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、久留米市（編入前の北野町及び三潯町の区域を除く。）における建築行為等に係る後退道路用地について必要な事項を定めることにより、良好な市街地の形成を確保するとともに、生活環境の向上を期することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後退道路 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の規定により道路とみなされる道および法第43条第1項ただし書きの規定に適合する幅員4m未満の通路をいう。
- (2) 後退線 法第42条第2項の規定により道路境界線とみなされる線および法第43条第1項ただし書きの規定により通路境界線とみなされる線をいう。
- (3) 後退道路用地 現道路境界線から後退線の間を介在する土地をいう。
- (4) 後退杭 後退線上の主要な位置に設ける境界杭をいう。
- (5) 建築物等 法第2条第1号に規定する建築物及びこれに付属する擁壁、門、塀、植栽等をいう。
- (6) 建築行為等 建築物等を建築し、又は築造することをいう。
- (7) 建築主等 後退道路に接する敷地に建築行為等をしようとする者及び土地の所有者をいう。

(後退道路用地の整備要請)

第3条 市長は、建築主等が後退道路に接する敷地に建築行為等をしようとする場合はこの要綱に基づき後退道路用地を整備することについて建築主等に協力を求めるものとする。

(協議)

第4条 建築主等は、後退道路に接する敷地に建築行為等をしようとする場合は、法第6条第1項に規定する確認申請書及び法第18条第2項に規定する計画通知書の通知を提出する前に、市長と後退道路用地に関する協議をするものとする。

(後退杭の設置)

第 5 条 市長又は建築主等は、前条に規定する協議が成立した場合においては、後退線の位置を明示する後退杭を標示するものとする。

(測量等の費用負担)

第 6 条 市長は後退道路用地の寄附を受けようとする場合は、これに係る測量、境界杭の設置、分筆登記及び所有権移転登記に要する費用を負担するものとする。

(後退道路の整備)

第 7 条 市長は、前条の規定により寄附を受けた後退道路用地については、速やかに整備するものとする。

(設計者等の責務)

第 8 条 法第 2 条に規定する設計者、工事管理者、工事施工者等は、建築主に対し、必要な助言及び指導を行い、第 1 条に掲げる目的が達成できるよう努めなければならない。

(適用の除外)

第 9 条 この要綱は、次の各号に掲げる事業には適用しない。ただし、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

- (1) 法第 4 2 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置の指定を伴う事業
- (2) 土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）に基づく土地区画整理事業及び都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条に規定する開発行為

(委任)

第 1 0 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 2 月 5 日から施行する。

久留米市における建築行為等に係る後退道路用地に関する実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、久留米市における建築行為等に係る後退道路用地に関する指導要綱(以下「要綱」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この実施細目で使用する用語の意義は、要綱で使用する用語の例による。

(対象となる道路)

第3条 要綱第2条第1号の後退道路は、市道及び里道とする。

(後退道路用地の整備要請)

第4条 要綱第3条の後退道路用地の整備とは、更地とし、寄附又は自己管理をすることをいう。

2 土地所有者は、後退道路用地を寄附する場合、寄附申込書(様式第1号)及び登記承諾書(様式第2号)と印鑑証明書を提出するものとする。

(協議)

第5条 要綱第4条の後退道路用地に関する協議書(様式第3号)は、次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 公図(字図)
- (4) 土地登記事項証明書(全部事項記載証明)
- (5) 官民境界協議決定書
- (6) 現況写真

(後退杭の設置)

第6条 要綱第5条の後退杭の標示は、次の各号によるものとする。

- (1) 後退道路用地を寄附する場合、市が境界杭を標示する。
- (2) 後退道路用地を自己管理する場合、建築主等は、市長が認めた法第42条2項の杭を標示する。

(その他)

第7条 この実施細目に定めのない事項については、後退道路用地協議会を置き、次表の職を委員とし、必要に応じて協議を行うものとする。

建設部	建設部次長 都市計画課長 建築指導室長 路政課長 道路課長 河川課長
農政部	農村整備課長

2 実務調整会議として、次表の課（室）職員をもって、必要に応じて調整会議を行うものとする。

建設部	都市計画課 建築指導室 路政課 道路課 河川課
農政部	農村整備課
その他必要と認める課（室）	

3 協議会及び調整会議の事務局は建設部建築指導室に置く。

附 則

この実施細目は、平成 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成 1 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成 1 7 年 2 月 5 日から施行する。